事業主のみなさまへ

# 令和３年３月１日から
# 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和３年３月１日から以下のように変わります。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|---|---|---|
| | 現行 | **令和３年３月１日以降** |
| 民間企業 | 2.2％ ⇒ | **2.3％** |
| 国、地方公共団体等 | 2.5％ ⇒ | **2.6％** |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.4％ ⇒ | **2.5％** |

また併せて、下記の点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。

**留意点** **対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。**

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## Ｑ＆Ａ

**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**

**A1.** ①令和２年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和３年４月１日から同年５月15日までの間）
令和３年２月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和３年３月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和３年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和４年４月１日から同年５月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

**A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。
▶URL：https://www.ref.jeed.or.jp/

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL021014障01